

教育訓練給付金制度の概要

1 教育訓練給付金とは

働く方の主体的な能力開発の取組み又は中長期的なキャリア形成を支援するため、教育訓練受講に支払った費用の一部を支給することにより、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする厚生労働省が行う雇用保険の給付制度です。

当協会が実施する「フォークリフト運転技能講習」は、この制度の指定講座となっています。

2 支給対象者

受講開始日において次の雇用保険に関する要件に該当し、当協会の指定講習を受講し修了した方

- ① 雇用保険の支給要件期間が3年以上（初めて支給を受けようとする方については、当分の間、1年以上）の在職者
- ② 受講開始日時点で被保険者でない方は、雇用保険の支給要件期間が3年以上（初めて支給を受けようとする方については、当分の間、1年以上）あって、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内であることなど一定の要件を満たす離職者

*ご自身が上記の要件に該当するかどうか、ハローワークにて確認することができます。詳しくはハローワークにお尋ねください。

3 支給額

お支払いいただいた受講料（消費税込、テキスト代を含む）の20%に相当する額が教育訓練給付金としてハローワークから支給されます。

- ◆ この制度は、雇用保険の被保険者個人を対象とするもので、受講者を雇用する会社に対して支払われるものではありません。また、会社が受講料を負担した場合には、会社負担部分は対象となりません。
- ◆ 当該給付金の申請手続きは、受講者本人がハローワーク（公共職業安定所）に対して行うこととなります。

4 支給申請方法

支給申請手続は、教育訓練を受講した本人が、受講修了後1か月以内に、原則として本人の住所を管轄するハローワークに対して、下記の書類を提出することによって行います。

<当協会が発行する書類>

- ① 教育訓練給付金支給申請書
- ② 教育訓練修了証明書
- ③ 領収書
- ④ 教育訓練経費等確認書（必要となった場合のみ）

<ご自身で用意する書類>

- ① 本人・住所確認書類及び個人番号（マイナンバー）確認書類
- ② 雇用保険被保険者証
- ③ 払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード

*申請にあたっては、事前にハローワークに確認してください。